

2018年11月15日

川越市長・川合善明氏による名誉毀損裁判

「ついに結審か？」

平成28（2016）年10月14日、私たちは、川合善明川越市長を「さいたま地検に刑事告発」しました。内容は川合市長が、「その後援会の要職にある人物が経営しているカナイ消防機材に利した官製談合」の疑惑です。

私たちが告発直後に記者会見を行い、その様子をインターネットで紹介したことについて、記者会見から3カ月以上もたった平成29（2017）年1月17日、川合市長個人が「私たちが名誉毀損」で訴えたのがこの裁判です。

平成30年（2018）11月8日午前10時30分、さいたま地方裁判所川越支部1号法廷。裁判はいつものように、「原告・川合氏と被告である私たち側の準備書面について、齋藤憲次裁判長が相互に主旨を確認する」ことで、これもまた例によってももの数分で閉廷となりました。しかし、この日のやり取りは前回までと違い、明らかに大詰めを感じさせるものでした。

裁判は、第1回期日・平成29年（2017）4月13日から、裁判長が原告代理人弁護士たち（川合市長が雇った弁護士）に、「**一体、何を訴えたいのか？**」と質問し、その後の期日でも裁判長から同じ質問が繰り返されるような内容だったので、川合市長の訴えの内容がなかなか定まらず、長期化してしまいました。

最近では、裁判が何時までだらだらと延びてしまうのだろうかと思うようになっていましたが、ようやく「**審理の終了、判決に近づいたという感触が得られた**」ので、お知らせします。

本サイトでの前回報告にある通り、川合氏は（都市計画法違反の）カナイ消防機材の本社について「平成28年7月中旬頃に行政調査新聞社の松本・大山から指摘されて初めて違反とわかった。わかった後はちゃんと行政指導している。だから癒着などないのだ」という主旨の主張をしていました。

私たちが川越市に情報公開請求して入手した関連文書は、「黒塗りだらけで、誰と誰の間でどのようなやりとりがあったのか」は公開された文書からだけではほとんどわかりませんでした。

しかし、カナイ消防機材に対する行政指導の文書の情報公開請求をして出てきた文書なのですから黒塗り部分の名前が「カナイ消防機材」や、カナイ消防機材への行政指導を求めた「行政調査新聞社」であることは明らかです。そうなると、事実経過は簡単に推認できます。

前回記事にも転載した書面の一部をあらためて見てみましょう。

「27.2月頃」

■■■■の代理人設計士から違反对象建築物(所在地:■■■■)増築について相談を受け、増築可能か検討する旨回答。」

この黒塗り部分は「カナイ消防機材の代理人設計士」であり、所在地には同社の所在地が記載されていることは明らかです。

するとまず、平成27年2月の時点、つまり、私たちが刑事告発をする1年半以上も前に、川越市役所の担当課・開発指導課はカナイ本社を「**違反对象建築物**」だと認識していることがわかります。公文書の記載は続きます。

「27.4月頃」

増築について、精査した結果、床面積の合計が既に建築可能な規模の上限(150㎡)に達していることから困難である旨を説明。この時点では、増築理由の詳細を聞いていない。

これも明らかにおかしいですね。

開発指導課は、2ヶ月前に増築の相談を受けた時点で「**違反对象建築物**」であることが明らかな建物について「**精査**」したのに、増築許可が困難な理由が「**床面積の合計が上限に達しているから**」というのですから。

あれ？この会社の所在地が市街化調整区域で、社屋が建てられていること自体が違法であることに開発指導課が気づかなかったなどということがあるのでしょいか。

「違反对象建築物」を2ヶ月も「**精査**」したのに？

きわめつけはその次の記載です。

「28.7.12(火)」

■が来庁する。

違反对象建築物について問い合わせがあり、文房具店として開発許可した旨を説明する。この際、開発許可とは異なる利用形態である旨の指摘を受け、都市計画法違反の可能性を認識する。

この黒塗り部分の来庁者が、当時この件を調べていた「行政調査新聞社」であることは明らかです。

開発指導課は、平成27年4月に都市計画法違反であることがわかっているはずの建物について、都市計画法違反を指摘しないで、「床面積上限」を理由に増築できないと回答し、その1年3か月後に市民ジャーナリストに指摘されて、初めて「都市計画法違反の可能性を認識」したというのです。そんなことがあるのでしょうか。

カナイ消防機材は、前市長時代に文具店として開発許可を得たところに、文房具店とはまったくちがう本社建物を堂々と建て、川合市長が市政のトップに立つ川越市役所に「バレる」ことを恐れる様子など微塵もなく、開発指導課に平然と増築の相談に行くことが出来、かたや開発指導課は、市民の立場でもある行政調査新聞社がカナイ消防機材の社屋が都市計画法違反であることを指摘するまで、まったく行政指導しようとしていませんでした。

このような不法行為が仮にも市役所内でまかり通る理由は、「カナイ消防機材の最高責任者が、市のトップである川合市長の最大の後援者である」ことと無関係なはずがありません。川合市長に言われたか…カナイ消防機材に言われたか…どちらからもしっかり言われなかったとしても…市役所職員の立場からすれば、両者の関係を忖度（そんたく）せざるを得ず、違反に目をつぶったという疑いを抱かざるを得ません。

いや、目をつぶったどころではありません。「違反对象建築物」だと知りながら何年もそのままにしておくというのは、市役所がほとんどカナイ消防機材の「共犯」と言っているくらいの酷さです。

このように、この黒塗りだらけの公文書からも、「市はカナイ消防機材に行政指導していた=だからカナイを特別扱いして違反を容認していたのではない」という原告・川合氏の主張は、事実上、崩壊したわけです。

ところが、この日の裁判で、原告・川合氏代理人弁護士は「黒塗りでは事実関係がわからないから、市役所がカナイの違反についてどのような対応をしてきたかについて、市役所に回答してもらい、その根拠資料を送付してもらうよう、調査囑託を申し立てたい」などと言い出したのです。

しかし、裁判長はこれを認めませんでした。当たり前です。なぜなら普通に考えて、市役所がすでに作成し公開（一部墨塗りですが）した文書に記載された内容と違う回答を書くことなどあり得ないからです。川合氏側がどんなに頑張っても、行政調査新聞社が指摘する以前に、市がカナイ消防機材を指導していた資料など出てこないのです。

それとも川合氏は、まさか、当時の担当者に「忖度（そんたく）」させて「公文書のほうが間違っておりましたと」でも書かせるつもりなのではないでしょうか？

川越市の情報公開条例の運用責任者である川合市長は、カナイ消防機材に行政指導をしていたと証明できると考え、「ほとんどが黒塗りの文書を公開したのでしょうかけれども、フタを開けて見れば、その川合氏の目論見は外れてしまいました。」

逆に、行政調査新聞社の取材活動や私たちの刑事告発の1年以上も前から、開発指導課は、カナイ消防機材本社の建物が違反建築物とわかっていながら何もしていなかったことが明らかになってしまったのですから、墓穴を掘ったどころか「自爆」です。

さて、次回公判が結審となるか？

いよいよ大詰め

「本件裁判次回公判は12月27日10時30分から、さいたま地裁川越支部」です。

その前日26日13時30分から浦和のさいたま地裁で、同じく清水弁護士らが代理人となっている**「不正市道認定の住民訴訟公判」**があります。

川越市民のみなさん、川合善明市長への「審判の日」をお楽しみに。

「コレクト行政！連絡協議会」

<https://www.correct-gyosei.com/>